



和歌山市公報

令和7年（2025年）2月27日
号外第4号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目 次

【条 例】

番号		ページ
1	和歌山市手数料条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・（建築指導課）	2

【規 則】

4	和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・（環境政策課）	17
5	和歌山市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（中央卸売市場）	19

【告 示】

49	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	20
50	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	21
51	放置自転車等の処分・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	22
52	公示送達（令和6年度後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書）・・・・・・・・（保険総務課）	23
53	公示送達（令和6年度後期高齢者医療保険料督促状）・・・・・・・・（保険総務課）	24
54	行旅死亡人・・・・・・・・・・（生活支援第1課）	25
55	道路区域の変更及び供用開始・・・・・・・・・・（道路管理課）	26
56	令和6年度補正予算の要領・・・・・・・・・・（財政課）	27
57	道路区域の決定及び供用開始・・・・・・・・・・（道路管理課）	28

【公 告】

○	道路位置の指定・・・・・・・・・・（建築指導課）	29
○	開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・（都市計画課）	30
○	自動車臨時運行許可番号標の失効・・・・・・・・・・（市民税課）	31
○	開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・（都市計画課）	32
○	変更後の和歌山農業振興地域整備計画の縦覧・・・・・・・・・・（農林水産課）	33

【選挙管理委員会告示】

7	選挙管理委員会の招集・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局）	34
---	----------------------------------	----

【教育委員会告示】

3	教育委員会臨時会の招集・・・・・・・・・・（教育政策課）	35
---	------------------------------	----

和歌山市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年2月27日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市条例第1号

和歌山市手数料条例の一部を改正する条例

和歌山市手数料条例（平成12年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第19条第1号イ中「14,000円」を「16,000円」に改め、同号ウ中「19,000円」を「25,000円」に改め、同号エ中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「54,000円」を「47,000円」に改め、同号エただし書中「26,000円」を「32,000円」に改め、同号中サをシとし、オからコまでをカからサまでとし、エの次に次のように加える。

オ 300平方メートルを超え500平方メートル以下 1件 61,000円

第19条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第4号イ中「14,000円」を「15,000円」に改め、同号ウ中「19,000円」を「23,000円」に改め、同号エ中「30,000円」を「37,000円」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号を同条第4号とし、同条第6号イ中「13,000円」を「14,000円」に改め、同号ウ中「18,000円」を「21,000円」に改め、同号エ中「29,000円」を「33,000円」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

（8）検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料

ア 自己の居住の用に供する住宅を建築する場合 1件 27,000円

イ ア以外の場合 1件 120,000円

第19条中第9号を削り、第9号の2を第9号とする。

第19条の3第2項中「及び第2号」を削る。

第19条の4第1項各号を次のように改める。

（1）低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査手数料（建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を伴わないものに限る。）

ア 申請に係る建築物が住宅部分を有する建築物（非住宅部分を有する建築物を除く。以下この条及び次条において同じ。）のうち、一戸建ての住宅（単位住戸（住宅部分の1の住戸をいう。）の数が1である住宅をいう。以下この条及び次条において同じ。）で当該建築物の床面積の合計が

（ア）200平方メートル未満

a 適合証（住宅品質確保法に規定する登録住宅性能評価機関、建築基準法に規定する指定確認検査機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する、低炭素建築物新築等計画が認定基準に適合するものであることを証する書面をいう。以下この号において同じ。）の添付があるもの 5,000円

b 適合証の添付がない場合

（a）評価の方法が誘導仕様基準による方法のもの 18,000円

（b）評価の方法が誘導仕様基準による方法と当該方法以外の方法を併用する方法（以下この号において「併用方法」という。）のもの 26,000円

（c）評価の方法が（a）及び（b）以外の方法のもの	35,000円
（イ）200平方メートル以上	
a 適合証の添付があるもの	5,000円
b 適合証の添付がない場合	
（a）評価の方法が誘導仕様基準による方法のもの	19,000円
（b）評価の方法が併用方法のもの	29,000円
（c）評価の方法が（a）及び（b）以外の方法のもの	39,000円
イ 申請に係る建築物が住宅部分を有する建築物のうち、共同住宅等（一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この条及び次条において同じ。）で当該建築物の床面積の合計が	
（ア）300平方メートル未満	
a 適合証の添付があるもの	10,000円
b 適合証の添付がない場合	
（a）全ての単位住戸の評価の方法が誘導仕様基準による方法のもの	34,000円
（b）全ての単位住戸の評価の方法が誘導仕様基準による方法又は併用方法のもの（（a）を除く。）	53,000円
（c）評価の方法が（a）及び（b）以外の方法のもの	71,000円
（イ）300平方メートル以上2,000平方メートル未満	
a 適合証の添付があるもの	21,000円
b 適合証の添付がない場合	
（a）全ての単位住戸の評価の方法が誘導仕様基準による方法のもの	59,000円
（b）全ての単位住戸の評価の方法が誘導仕様基準による方法又は併用方法のもの（（a）を除く。）	89,000円
（c）評価の方法が（a）及び（b）以外の方法のもの	119,000円
（ウ）2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	
a 適合証の添付があるもの	46,000円
b 適合証の添付がない場合	
（a）全ての単位住戸の評価の方法が誘導仕様基準による方法のもの	107,000円
（b）全ての単位住戸の評価の方法が誘導仕様基準による方法又は併用方法のもの（（a）を除く。）	154,000円
（c）評価の方法が（a）及び（b）以外の方法のもの	203,000円
（エ）5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	
a 適合証の添付があるもの	83,000円
b 適合証の添付がない場合	
（a）全ての単位住戸の評価の方法が誘導仕様基準による方法のもの	161,000円
（b）全ての単位住戸の評価の方法が誘導仕様基準による方法又は併用方法のもの（（a）を除く。）	225,000円

（c）評価の方法が（a）及び（b）以外の方法のもの	291,000円
（オ）10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	
a 適合証の添付があるもの	133,000円
b 適合証の添付がない場合	
（a）全ての単位住戸の評価の方法が誘導仕様基準による方法のもの	296,000円
（b）全ての単位住戸の評価の方法が誘導仕様基準による方法又は併用方法のもの（（a）を除く。）	434,000円
（c）評価の方法が（a）及び（b）以外の方法のもの	572,000円
（カ）25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	
a 適合証の添付があるもの	202,000円
b 適合証の添付がない場合	
（a）全ての単位住戸の評価の方法が誘導仕様基準による方法のもの	501,000円
（b）全ての単位住戸の評価の方法が誘導仕様基準による方法又は併用方法のもの（（a）を除く。）	756,000円
（c）評価の方法が（a）及び（b）以外の方法のもの	1,012,000円
（キ）50,000平方メートル以上	
a 適合証の添付があるもの	306,000円
b 適合証の添付がない場合	
（a）全ての単位住戸の評価の方法が誘導仕様基準による方法のもの	878,000円
（b）全ての単位住戸の評価の方法が誘導仕様基準による方法又は併用方法のもの（（a）を除く。）	1,369,000円
（c）評価の方法が（a）及び（b）以外の方法のもの	1,860,000円
ウ 申請に係る建築物が非住宅部分を有する建築物（住宅部分を有する建築物を除く。次条において同じ。）で当該建築物の床面積の合計が	
（ア）300平方メートル未満	
a 適合証の添付があるもの	10,000円
b 適合証の添付がない場合	
（a）評価の方法がモデル建物法による方法のもの	90,000円
（b）評価の方法が（a）以外の方法のもの	235,000円
（イ）300平方メートル以上1,000平方メートル未満	
a 適合証の添付があるもの	17,000円
b 適合証の添付がない場合	
（a）評価の方法がモデル建物法による方法のもの	115,000円
（b）評価の方法が（a）以外の方法のもの	295,000円
（ウ）1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	
a 適合証の添付があるもの	28,000円
b 適合証の添付がない場合	

（ア）評価の方法がモデル建物法による方法のもの	151,000円
（イ）評価の方法が（ア）以外の方法のもの	380,000円
（エ）2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	
ア 適合証の添付があるもの	83,000円
イ 適合証の添付がない場合	
（ア）評価の方法がモデル建物法による方法のもの	244,000円
（イ）評価の方法が（ア）以外の方法のもの	543,000円
（オ）5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	
ア 適合証の添付があるもの	131,000円
イ 適合証の添付がない場合	
（ア）評価の方法がモデル建物法による方法のもの	319,000円
（イ）評価の方法が（ア）以外の方法のもの	669,000円
（カ）10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	
ア 適合証の添付があるもの	166,000円
イ 適合証の添付がない場合	
（ア）評価の方法がモデル建物法による方法のもの	383,000円
（イ）評価の方法が（ア）以外の方法のもの	791,000円
（キ）25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	
ア 適合証の添付があるもの	208,000円
イ 適合証の添付がない場合	
（ア）評価の方法がモデル建物法による方法のもの	450,000円
（イ）評価の方法が（ア）以外の方法のもの	902,000円
（ク）50,000平方メートル以上	
ア 適合証の添付があるもの	291,000円
イ 適合証の添付がない場合	
（ア）評価の方法がモデル建物法による方法のもの	582,000円
（イ）評価の方法が（ア）以外の方法のもの	1,125,000円
エ 申請に係る建築物が住宅部分及び非住宅部分を有する建築物であって	
（ア）住宅部分が一戸建ての住宅であるもの アの規定により算定した額にウの規定により算定した額を加えた額	
（イ）住宅部分が共同住宅等であるもの イの規定により算定した額にウの規定により算定した額を加えた額	
（2）低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を伴わないものに限る。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第46条の2の軽微な変更該当していることを証する書面の交付に対する審査手数料 前号の規定中「床面積の合計」とあるのを「変更に係る部分の床面積（床面積の増加を伴う変更の場合における当該増加する床面積を除く。）の2分の1に相当する床面積と床面積の増加を伴う変更の場合における当該増加する床面積を合計した床面積」と読み替えて同号の規定により算定した額	

（3）低炭素建築物新築等計画の認定の申請（変更の認定の申請を含む。）に対する審査手数料（建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を伴うものに限る。） 第1号又は前号の規定により算定した額に第19条第1号の規定により算定した額を加えた額

第19条の4第2項を削る。

第19条の5第1項各号を次のように改める。

（1）建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査手数料（建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を伴わないもの限り、認定の申請に係る建築物（以下「申請建築物」という。）以外の建築物（以下「他の建築物」という。）のエネルギー消費性能の向上にも資するよう、当該申請建築物に自他供給型熱源機器等を設置しようとするものであって、当該計画中に他の建築物に関する事項を記載しているものについては、申請建築物及び他の建築物ごとに算定する。）

ア 申請に係る建築物が住宅部分を有する建築物のうち、一戸建ての住宅で当該建築物の床面積の合計が

（ア）200平方メートル未満

a 評価書面（住宅品質確保法に規定する登録住宅性能評価機関、建築基準法に規定する指定確認検査機関又は建築物省エネ法に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が発行する建築物のエネルギー消費性能の技術的審査に係る評価書面をいう。以下この号において同じ。）の添付があるもの 5,000円

b 評価書面の添付がない場合

（a）評価の方法が誘導仕様基準による方法のもの 18,000円

（b）評価の方法が誘導仕様基準による方法と当該方法以外の方法を併用する方法（以下この号において「併用方法」という。）のもの 26,000円

（c）評価の方法が（a）及び（b）以外の方法のもの 35,000円

（イ）200平方メートル以上

a 評価書面の添付があるもの 5,000円

b 評価書面の添付がない場合

（a）評価の方法が誘導仕様基準による方法のもの 19,000円

（b）評価の方法が併用方法のもの 29,000円

（c）評価の方法が（a）及び（b）以外の方法のもの 39,000円

イ 申請に係る建築物が住宅部分を有する建築物のうち、共同住宅等で当該建築物の床面積の合計が

（ア）300平方メートル未満

a 評価書面の添付があるもの 10,000円

b 評価書面の添付がない場合

（a）全ての単位住戸の評価の方法が誘導仕様基準による方法のもの

34,000円

（b）全ての単位住戸の評価の方法が誘導仕様基準による方法又は併用方法のもの（（a）を除く。） 53,000円

（c）評価の方法が（a）及び（b）以外の方法のもの 71,000円

（イ）300平方メートル以上2,000平方メートル未満

a 評価書面の添付があるもの 21,000円

b 評価書面の添付がない場合

（a）全ての単位住戸の評価の方法が誘導仕様基準による方法のもの

59,000円

（b）全ての単位住戸の評価の方法が誘導仕様基準による方法又は併用方法のもの（（a）を除く。）

89,000円

（c）評価の方法が（a）及び（b）以外の方法のもの

119,000円

（ウ）2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満

a 評価書面の添付があるもの 46,000円

b 評価書面の添付がない場合

（a）全ての単位住戸の評価の方法が誘導仕様基準による方法のもの 107,000円

（b）全ての単位住戸の評価の方法が誘導仕様基準による方法又は併用方法のもの（（a）を除く。）

154,000円

（c）評価の方法が（a）及び（b）以外の方法のもの

203,000円

（エ）5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満

a 評価書面の添付があるもの 83,000円

b 評価書面の添付がない場合

（a）全ての単位住戸の評価の方法が誘導仕様基準による方法のもの

161,000円

（b）全ての単位住戸の評価の方法が誘導仕様基準による方法又は併用方法のもの（（a）を除く。）

225,000円

（c）評価の方法が（a）及び（b）以外の方法のもの

291,000円

（オ）10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満

a 評価書面の添付があるもの 133,000円

b 評価書面の添付がない場合

（a）全ての単位住戸の評価の方法が誘導仕様基準による方法のもの 296,000円

（b）全ての単位住戸の評価の方法が誘導仕様基準による方法又は併用方法のもの（（a）を除く。）

434,000円

（c）評価の方法が（a）及び（b）以外の方法のもの

572,000円

（カ）25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満

a 評価書面の添付があるもの 202,000円

b 評価書面の添付がない場合

（a）全ての単位住戸の評価の方法が誘導仕様基準による方法のもの

501,000円

（b）全ての単位住戸の評価の方法が誘導仕様基準による方法又は併用方法のもの（（a）を除く。）

756,000円

（c）評価の方法が（a）及び（b）以外の方法のもの

1,012,000円

（キ）50,000平方メートル以上

a	評価書面の添付があるもの	306,000円
b	評価書面の添付がない場合	
(a)	全ての単位住戸の評価の方法が誘導仕様基準による方法のもの	878,000円
(b)	全ての単位住戸の評価の方法が誘導仕様基準による方法又は併用方法のもの（（a）を除く。）	1,369,000円
(c)	評価の方法が（a）及び（b）以外の方法のもの	1,860,000円
ウ	申請に係る建築物が非住宅部分を有する建築物で当該建築物の床面積の合計が	
(ア)	300平方メートル未満	
a	評価書面の添付があるもの	10,000円
b	評価書面の添付がない場合	
(a)	評価の方法がモデル建物法による方法のもの	90,000円
(b)	評価の方法が（a）以外の方法のもの	235,000円
(イ)	300平方メートル以上1,000平方メートル未満	
a	評価書面の添付があるもの	17,000円
b	評価書面の添付がない場合	
(a)	評価の方法がモデル建物法による方法のもの	115,000円
(b)	評価の方法が（a）以外の方法のもの	295,000円
(ウ)	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	
a	評価書面の添付があるもの	28,000円
b	評価書面の添付がない場合	
(a)	評価の方法がモデル建物法による方法のもの	151,000円
(b)	評価の方法が（a）以外の方法のもの	380,000円
(エ)	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	
a	評価書面の添付があるもの	83,000円
b	評価書面の添付がない場合	
(a)	評価の方法がモデル建物法による方法のもの	244,000円
(b)	評価の方法が（a）以外の方法のもの	543,000円
(オ)	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	
a	評価書面の添付があるもの	131,000円
b	評価書面の添付がない場合	
(a)	評価の方法がモデル建物法による方法のもの	319,000円
(b)	評価の方法が（a）以外の方法のもの	669,000円
(カ)	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	
a	評価書面の添付があるもの	166,000円
b	評価書面の添付がない場合	
(a)	評価の方法がモデル建物法による方法のもの	383,000円
(b)	評価の方法が（a）以外の方法のもの	791,000円
(キ)	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	

- a 評価書面の添付があるもの 208,000円
- b 評価書面の添付がない場合
 - (a) 評価の方法がモデル建物法による方法のもの 450,000円
 - (b) 評価の方法が(a)以外の方法のもの 902,000円
- (ク) 50,000平方メートル以上
 - a 評価書面の添付があるもの 291,000円
 - b 評価書面の添付がない場合
 - (a) 評価の方法がモデル建物法による方法のもの 582,000円
 - (b) 評価の方法が(a)以外の方法のもの 1,125,000円
- エ 申請に係る建築物が住宅部分及び非住宅部分を有する建築物であって
 - (ア) 住宅部分が一戸建ての住宅であるもの アの規定により算定した額にウの規定により算定した額を加えた額
 - (イ) 住宅部分が共同住宅等であるもの イの規定により算定した額にウの規定により算定した額を加えた額
- (2) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を伴わないものに限る。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物省エネ法施行規則」という。）第28条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付に対する審査手数料 前号の規定中「床面積の合計」とあるのを「変更に係る部分の床面積（床面積の増加を伴う変更の場合における当該増加する床面積を除く。）の2分の1に相当する床面積と床面積の増加を伴う変更の場合における当該増加する床面積を合計した床面積」と読み替えて同号の規定により算定した額
- (3) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（変更の認定の申請を含む。）に対する審査手数料（建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を伴うものに限る。） 第1号又は前号の規定により算定した額に第19条第1号の規定により算定した額を加えた額
- (4) 建築物エネルギー消費性能確保計画に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この条において「適合性判定」という。）の審査手数料
 - ア 申請に係る建築物が住宅部分を有する建築物のうち、一戸建ての住宅（気候風土適応住宅を除く。）で当該建築物の床面積の合計が
 - (ア) 200平方メートル未満
 - a 申請に係る建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されている他の建築物 5,000円
 - b a以外の建築物で
 - (a) 評価の方法が仕様基準による方法のもの 18,000円
 - (b) 評価の方法が仕様基準による方法と当該方法以外の方法を併用する方法（以下この号において「併用方法」という。）のもの 26,000円
 - (c) 評価の方法が(a)及び(b)以外の方法のもの 35,000円
 - (イ) 200平方メートル以上
 - a 申請に係る建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されている他の建築物 5,000円

- b a 以外の建築物で
- | | |
|---------------------------|---------|
| （a）評価の方法が仕様基準による方法のもの | 19,000円 |
| （b）評価の方法が併用方法のもの | 29,000円 |
| （c）評価の方法が（a）及び（b）以外の方法のもの | 39,000円 |
- イ 申請に係る建築物が住宅部分を有する建築物のうち、共同住宅等（気候風土適応住宅を除く。）で当該建築物の床面積の合計が
- （ア）300平方メートル未満
- a 申請に係る建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されている他の建築物
- | | |
|--|---------|
| | 10,000円 |
|--|---------|
- b a 以外の建築物で
- | | |
|--|---------|
| （a）全ての単位住戸の評価の方法が仕様基準による方法のもの | 34,000円 |
| （b）全ての単位住戸の評価の方法が仕様基準による方法又は併用方法のもの（（a）を除く。） | 53,000円 |
| （c）評価の方法が（a）及び（b）以外の方法のもの | 71,000円 |
- （イ）300平方メートル以上2,000平方メートル未満
- a 申請に係る建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されている他の建築物
- | | |
|--|---------|
| | 21,000円 |
|--|---------|
- b a 以外の建築物で
- | | |
|--|----------|
| （a）全ての単位住戸の評価の方法が仕様基準による方法のもの | 59,000円 |
| （b）全ての単位住戸の評価の方法が仕様基準による方法又は併用方法のもの（（a）を除く。） | 89,000円 |
| （c）評価の方法が（a）及び（b）以外の方法のもの | 119,000円 |
- （ウ）2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満
- a 申請に係る建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されている他の建築物
- | | |
|--|---------|
| | 46,000円 |
|--|---------|
- b a 以外の建築物で
- | | |
|--|----------|
| （a）全ての単位住戸の評価の方法が仕様基準による方法のもの | 107,000円 |
| （b）全ての単位住戸の評価の方法が仕様基準による方法又は併用方法のもの（（a）を除く。） | 154,000円 |
| （c）評価の方法が（a）及び（b）以外の方法のもの | 203,000円 |
- （エ）5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満
- a 申請に係る建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されている他の建築物
- | | |
|--|---------|
| | 83,000円 |
|--|---------|
- b a 以外の建築物で
- | | |
|--|----------|
| （a）全ての単位住戸の評価の方法が仕様基準による方法のもの | 161,000円 |
| （b）全ての単位住戸の評価の方法が仕様基準による方法又は併用方法のもの（（a）を除く。） | 225,000円 |
| （c）評価の方法が（a）及び（b）以外の方法のもの | 291,000円 |
- （オ）10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満

- a 申請に係る建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されている
他の建築物 133,000円
- b a以外の建築物で
- （a）全ての単位住戸の評価の方法が仕様基準による方法のもの 296,000円
- （b）全ての単位住戸の評価の方法が仕様基準による方法又は併用方法のもの（（a）を除く。） 434,000円
- （c）評価の方法が（a）及び（b）以外の方法のもの 572,000円
- （カ）25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満
- a 申請に係る建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されている
他の建築物 202,000円
- b a以外の建築物で
- （a）全ての単位住戸の評価の方法が仕様基準による方法のもの 501,000円
- （b）全ての単位住戸の評価の方法が仕様基準による方法又は併用方法のもの（（a）を除く。） 756,000円
- （c）評価の方法が（a）及び（b）以外の方法のもの 1,012,000円
- （キ）50,000平方メートル以上
- a 申請に係る建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されている
他の建築物 306,000円
- b a以外の建築物で
- （a）全ての単位住戸の評価の方法が仕様基準による方法のもの 878,000円
- （b）全ての単位住戸の評価の方法が仕様基準による方法又は併用方法のもの（（a）を除く。） 1,369,000円
- （c）評価の方法が（a）及び（b）以外の方法のもの 1,860,000円
- ウ 申請に係る建築物が気候風土適応住宅で
- （ア）全ての単位住戸の一次エネルギー消費量の評価の方法が仕様基準による方法のもの ア（ア）b（a）若しくは（イ）b（a）又はイ（ア）b（a）、（イ）b（a）、（ウ）b（a）、（エ）b（a）、（オ）b（a）、（カ）b（a）若しくは（キ）b（a）の規定により算定した額
- （イ）（ア）以外のもの ア（ア）b（b）若しくは（イ）b（b）又はイ（ア）b（b）、（イ）b（b）、（ウ）b（b）、（エ）b（b）、（オ）b（b）、（カ）b（b）若しくは（キ）b（b）の規定により算定した額
- エ 申請に係る建築物が非住宅部分を有する建築物のうち、工場等（工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場若しくはと畜場、汚水処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの又はこれらに類するものをいう。オにおいて同じ。）以外で当該建築物の床面積の合計が
- （ア）300平方メートル未満
- a 申請に係る建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されている
他の建築物 10,000円
- b a以外の建築物で

（a）評価の方法がモデル建物法による方法のもの	90,000円
（b）評価の方法が（a）以外の方法のもの	235,000円
（イ）300平方メートル以上1,000平方メートル未満	
a 申請に係る建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されている他の建築物	17,000円
b a以外の建築物で	
（a）評価の方法がモデル建物法による方法のもの	115,000円
（b）評価の方法が（a）以外の方法のもの	295,000円
（ウ）1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	
a 申請に係る建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されている他の建築物	28,000円
b a以外の建築物で	
（a）評価の方法がモデル建物法による方法のもの	151,000円
（b）評価の方法が（a）以外の方法のもの	380,000円
（エ）2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	
a 申請に係る建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されている他の建築物	83,000円
b a以外の建築物で	
（a）評価の方法がモデル建物法による方法のもの	244,000円
（b）評価の方法が（a）以外の方法のもの	543,000円
（オ）5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	
a 申請に係る建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されている他の建築物	131,000円
b a以外の建築物で	
（a）評価の方法がモデル建物法による方法のもの	319,000円
（b）評価の方法が（a）以外の方法のもの	669,000円
（カ）10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	
a 申請に係る建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されている他の建築物	166,000円
b a以外の建築物で	
（a）評価の方法がモデル建物法による方法のもの	383,000円
（b）評価の方法が（a）以外の方法のもの	791,000円
（キ）25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	
a 申請に係る建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されている他の建築物	208,000円
b a以外の建築物で	
（a）評価の方法がモデル建物法による方法のもの	450,000円
（b）評価の方法が（a）以外の方法のもの	902,000円
（ク）50,000平方メートル以上	

- a 申請に係る建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されている
他の建築物 291,000円
- b a以外の建築物で
(a) 評価の方法がモデル建物法による方法のもの 582,000円
(b) 評価の方法が(a)以外の方法のもの 1,125,000円
- オ 申請に係る建築物が非住宅部分を有する建築物のうち、工場等で当該建築物の床面積の合計が
- (ア) 300平方メートル未満
- a 申請に係る建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されている
他の建築物 10,000円
- b a以外の建築物で
(a) 評価の方法がモデル建物法による方法のもの 19,000円
(b) 評価の方法が(a)以外の方法のもの 24,000円
- (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満
- a 申請に係る建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されている
他の建築物 17,000円
- b a以外の建築物で
(a) 評価の方法がモデル建物法による方法のもの 27,000円
(b) 評価の方法が(a)以外の方法のもの 32,000円
- (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満
- a 申請に係る建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されている
他の建築物 28,000円
- b a以外の建築物で
(a) 評価の方法がモデル建物法による方法のもの 39,000円
(b) 評価の方法が(a)以外の方法のもの 44,000円
- (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満
- a 申請に係る建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されている
他の建築物 83,000円
- b a以外の建築物で
(a) 評価の方法がモデル建物法による方法のもの 99,000円
(b) 評価の方法が(a)以外の方法のもの 105,000円
- (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満
- a 申請に係る建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されている
他の建築物 131,000円
- b a以外の建築物で
(a) 評価の方法がモデル建物法による方法のもの 148,000円
(b) 評価の方法が(a)以外の方法のもの 156,000円
- (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満
- a 申請に係る建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されている

他の建築物	166,000円
b a 以外の建築物で	
（a）評価の方法がモデル建物法による方法のもの	184,000円
（b）評価の方法が（a）以外の方法のもの	193,000円
（キ）25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	
a 申請に係る建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されている	
他の建築物	208,000円
b a 以外の建築物で	
（a）評価の方法がモデル建物法による方法のもの	229,000円
（b）評価の方法が（a）以外の方法のもの	239,000円
（ク）50,000平方メートル以上	
a 申請に係る建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されている	
他の建築物	291,000円
b a 以外の建築物で	
（a）評価の方法がモデル建物法による方法のもの	318,000円
（b）評価の方法が（a）以外の方法のもの	330,000円
カ 申請に係る建築物が住宅部分及び非住宅部分を有する建築物であって	
（ア）住宅部分が一戸建ての住宅であるもの（当該住宅部分が気候風土適応住宅であるものを除く。）	アの規定により算定した額にエ又はオの規定により算定した額を加えた額
（イ）住宅部分が共同住宅等であるもの（当該住宅部分が気候風土適応住宅であるものを除く。）	イの規定により算定した額にエ又はオの規定により算定した額を加えた額
（ウ）住宅部分が気候風土適応住宅であるもの	ウの規定により算定した額にエ又はオの規定により算定した額を加えた額
（5）建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物省エネ法施行規則第13条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付に対する審査手数料	前号の規定中「床面積の合計」とあるのを「変更に係る部分の床面積（床面積の増加を伴う変更の場合における当該増加する床面積を除く。）の2分の1に相当する床面積と床面積の増加を伴う変更の場合における当該増加する床面積を合計した床面積」と読み替えて同号の規定により算定した額
（6）適合性判定を行うことが比較的容易なものとして建築物省エネ法施行規則第2条第1項第1号に規定する建築行為に係る建築物であり、適合性判定を受けない場合の第19条第1号の審査手数料に加算する審査手数料	
ア 申請に係る建築物が一戸建ての住宅で当該建築物の床面積の合計（建築物省エネ法施行規則第2条第1項第1号に規定する建築行為に係る建築物の床面積の合計であり、当該建築行為に係る建築物が複数ある場合は合計の床面積とする。以下この号において同じ。）が	
（ア）200平方メートル未満のもの	13,000円
（イ）200平方メートル以上のもの	15,000円
イ 申請に係る建築物が共同住宅等で当該建築物の床面積の合計が	
（ア）300平方メートル未満のもの	24,000円

- (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 38,000円
- (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 60,000円
- (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 78,000円
- (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 163,000円
- (カ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 299,000円
- (キ) 50,000平方メートル以上のもの 572,000円
- (7) 第19条第1号シ(イ)に規定する計画の変更に伴い建築物のエネルギー消費性能に関する変更（軽微な変更を除く。）を行う場合であって、適合性判定を行うことが比較的容易なものとして建築物省エネ法施行規則第2条第1項第1号に規定する建築行為に係る建築物であり、適合性判定を受けない場合の第19条第1号の審査手数料に加算する審査手数料 前号の規定中「床面積の合計」とあるのを「変更に係る部分の床面積（床面積の増加を伴う変更の場合における当該増加する床面積を除く。）の2分の1に相当する床面積と床面積の増加を伴う変更の場合における当該増加する床面積を合計した床面積」と読み替えて同号の規定により算定した額
- (8) 建築物省エネ法第11条第1項に規定する特定建築行為（以下「特定建築行為」という。）に係る建築物の第19条第3号又は第5号の完了検査手数料に加算する完了検査手数料
- ア 申請に係る建築物が住宅部分を有する建築物のうち、一戸建ての住宅であるもの（申請に係る建築物が複数ある場合を含む。） 5,000円
- イ 申請に係る建築物が住宅部分を有する建築物のうち、共同住宅等で当該建築物の床面積の合計（特定建築行為に係る建築物の床面積の合計で、当該建築物が複数ある場合は合計の床面積とする。以下この号において同じ。）が
- (ア) 300平方メートル未満のもの 10,000円
- (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,000円
- (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 46,000円
- (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 83,000円
- (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 133,000円
- (カ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 202,000円
- (キ) 50,000平方メートル以上のもの 306,000円
- ウ 申請に係る建築物が非住宅部分を有する建築物で当該建築物の床面積の合計が
- (ア) 300平方メートル未満のもの 10,000円
- (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 17,000円
- (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 28,000円
- (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 83,000円
- (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 132,000円
- (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの

166,000円

（キ）25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの

208,000円

（ク）50,000平方メートル以上のもの

291,000円

エ 申請に係る建築物が住宅部分及び非住宅部分を有する建築物であって

（ア）住宅部分が一戸建ての住宅であるもの アの規定により算定した額にウの規定により算定した額を加えた額

（イ）住宅部分が共同住宅等であるもの イの規定により算定した額にウの規定により算定した額を加えた額

第19条の5第2項から第5項までを削る。

第47条第1項中「第36条の2第1項」を「第36条第1項」に改め、同条第2項に次の1号を加える。

（31）旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和6年法律第70号）第37条の規定に該当する者

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第47条第1項の改正規定及び同条第2項に1号を加える改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第19条、第19条の3第2項、第19条の4及び第19条の5の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

（令和7年2月27日揭示済）

和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 2 月 18 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第 4 号

和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則（平成 30 年規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「をした」を「を終えた」に改める。

第 9 条第 2 項中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 4 年政令第 393 号）第 1 条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号。以下「旧宅造法施行令」という。）第 5 条」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号。以下「盛土規制法施行令」という。）第 7 条、第 18 条及び第 19 条」に改め、同条第 3 項第 2 号中「旧宅造法施行令第 13 条」を「盛土規制法施行令第 16 条」に、同項第 3 号中「その他崖面」を「、崖面その他の地表面」に、「旧宅造法施行令第 6 条から第 12 条まで及び第 14 条」を「盛土規制法施行令第 8 条から第 15 条まで及び第 17 条」に、「旧宅造法施行令第 15 条」を「盛土規制法施行令第 20 条」に、同条第 9 項第 3 号中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号）による改正前の宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「旧宅造法」という。）第 2 条第 2 号の宅地造成であって、旧宅造法第 3 条第 1 項の宅地造成工事規制区域において行われるものに該当する」を「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「盛土規制法」という。）第 12 条第 1 項又は盛土規制法第 30 条第 1 項の許可を要する行為である」に、「旧宅造法第 8 条第 1 項」を「盛土規制法第 12 条第 1 項若しくは盛土規制法第 30 条第 1 項」に改める。

第 10 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「旧宅造法第 2 条第 2 号の宅地造成であって、旧宅造法第 3 条第 1 項の宅地造成工事規制区域において行われ、」を削り、同項を同条とする。

第 19 条第 2 項第 1 号中「協議終了通知書」の次に「の写し」を加える。

別記様式第 3 号及び第 20 号中「宅地造成の有無」を「宅地造成等の有無」に、

宅地造成工事規制区域 （旧宅造法第 3 条第 1 項）	全域・一部・無
旧宅造法第 2 条第 2 号の宅地造成 ※宅地造成工事規制区域の区域の外において行われる場合のみ回答してください。	有・無

を

宅地造成等工事規制区域 （盛土規制法第 10 条第 1 項）	全域・一部・無
特定盛土等規制区域 （盛土規制法第 26 条第 1 項）	全域・一部・無

」

に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（令和7年2月18日揭示済）

和歌山市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年2月25日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第5号

和歌山市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市中央卸売市場業務条例施行規則（昭和49年規則第18号）の一部を次のように改正する。

第20条第3項第4号中「若しくは」を「又は」に、「3年」を「1年」に改める。

第71条第1項中「事務所における備置きにより」を「市場内の見やすい場所に掲示して」に改める。

図第2号中	「形	ゴルフ帽	を	「形	ゴルフ帽その他これに類するもの	に改め
	色	青果部 はい色		色	紺色その他これに類するもの	
		水産物部 こん色				

る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（令和7年2月25日揭示済）

和歌山市告示第49号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和7年2月18日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和7年2月1日、同月5日、同月7日及び同月15日
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和7年2月3日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和7年2月4日及び同月10日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

3 保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電 話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自 転 車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話435-1082

(令和7年2月18日揭示済)

和歌山市告示第50号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和7年2月18日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場及び小倉小学校	令和7年2月3日、同月5日、同月10日、同月12日及び同月14日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電 話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自 転 車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話435-1082

(令和7年2月18日揭示済)

和歌山市告示第51号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年2月18日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和7年2月19日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和6年11月9日	令和6年11月20日
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和6年11月7日及び同月14日	令和6年11月20日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場、美園公園、向之芝公園及び栄谷公園	令和6年11月1日、同月5日、同月12日及び同月15日	令和6年11月20日

4 処分自転車等の保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電 話 422-4100

(令和7年2月18日掲示済)

和歌山市告示第52号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和7年2月21日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別
令和6年度	後期高齢者医療保険料

（別紙省略）

（令和7年2月21日揭示済）

和歌山市告示第53号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料督促状が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料督促状は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和7年2月21日

和歌山市長 尾 花 正 啓

年度	種別	備考
令和6年度	後期高齢者医療保険料	納期は、令和7年3月10日に変更する。

（別紙省略）

（令和7年2月21日揭示済）

和歌山市告示第54号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第9条の規定により次のとおり告示します。
お心当たりのある方は、和歌山市福祉事務所生活支援第1課まで申し出てください。

令和7年2月21日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 本籍及び住所

不詳

2 氏名、性別、年齢及び職業

氏名 不詳、性別 男性（推定）、年齢 推定30～50歳代、職業 不詳

3 体格等

不詳

4 着衣等

不詳

5 所持金品等

所持金 なし

所持品 なし

6 死体の発見日時及び場所

令和6年12月21日 午後3時00分頃

和歌山市栄谷503番地5北方図測15メートル先雑木林内

7 死亡原因

不詳

8 死亡日時

令和4年から6年頃（推定）

9 死体の処置

令和7年2月10日和歌山市斎場で火葬し、遺骨は生活支援第1課にて保管しています。

（令和7年2月21日揭示済）

和歌山市告示第55号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和7年2月25日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和7年2月25日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧 新 別	延長 (m)	幅員 (m)
16-155	出島有本線	和歌山市松島558番13地先 ～ 和歌山市松島583番4地先	旧	2468.70	5.50 ～ 9.00
			新	2432.50	5.50 ～ 9.00

(令和7年2月25日揭示済)

和歌山市告示第56号

令和7年2月26日市議会定例会において議決された令和6年度補正予算の要領を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、別添のとおり公表する。

令和7年2月27日

和歌山市長 尾 花 正 啓
（令和7年2月27日揭示済）

和歌山市告示第57号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように決定し、令和7年2月27日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和7年2月27日

和歌山市長 尾 花 正 啓

整理番号	路線名	起点 終点	延長 (m)	幅員 (m)
30-137	東山東137号線	和歌山市大河内129番2地先 ～ 和歌山市大河内119番1地先	163.1	5.07 ～ 8.75

(令和7年2月27日揭示済)

公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和7年2月18日

和歌山市長 尾 花 正 啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和7年2月14日 和建指第2762号	和歌山市鷹匠町五丁目1 番3の一部	和歌山市堀止東一丁目1 番18号 ハイコート株式会社 代表取締役 古川 陽一 郎	6.00m × 30.90m 30.90m

（令和7年2月18日揭示済）

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年2月18日

和歌山市長 尾 花 正 啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市里字町270番1、270番3、水路	和歌山市船場町11番地 有限会社クローバーホーム 代表取締役 山田雪恵
和歌山市楠本字内島141番1、141番3、142番1、島字中條244番2、244番3	和歌山市楠本141番地5 株式会社キタタニ 代表取締役 北谷慎市郎
和歌山市内原字中浜891番1、里道	和歌山市黒田一丁目2番17号 アズマハウス株式会社 代表取締役 東 行男

（令和7年2月18日揭示済）

公告

次の自動車臨時運行許可番号標は失効したので、和歌山市自動車臨時運行許可条例第6条の規定に基づき公告する。

令和7年2月20日

和歌山市長 尾 花 正 啓

自動車臨時運行許可番号標番号	失効年月日
和歌山 1－88 和歌山	令和7年2月20日
和歌山 29－23 和歌山	令和7年2月20日
和歌山 29－84 和歌山	令和7年2月20日
和歌山 30－04 和歌山	令和7年2月20日

（令和7年2月20日揭示済）

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年2月25日

和歌山市長 尾 花 正 啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市鳴神字砂子1033番1、1033番2、1033番4	大阪府岸和田市土生町一丁目4番23号 フジ住宅株式会社 代表取締役 宮脇宣綱

（令和7年2月25日揭示済）

公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により和歌山農業振興地域整備計画を令和7年2月27日に変更したので、同条第4項において準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の和歌山農業振興地域整備計画を和歌山市産業交流局農林水産部農林水産課において縦覧に供する。

令和7年2月27日

和歌山市長 尾 花 正 啓

（令和7年2月27日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第7号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和7年2月21日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

- 1 日時 令和7年3月3日（月）午前9時00分
- 2 場所 和歌山市西汀丁36番地
和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室
- 3 案件
 - （1） 選挙人名簿に登録するについて
 - （2） 直接請求に必要な選挙人の数について
 - （3） 選挙人名簿から抹消するについて

（令和7年2月21日揭示済）

和歌山市教育委員会告示第3号

和歌山市教育委員会臨時会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和7年2月25日

和歌山市教育委員会
教育長 阿 形 博 司

- 1 日時 令和7年2月27日（木） 午後6時00分から
- 2 場所 和歌山市七番丁23番地
和歌山市役所11階 教育委員室

3 事案

- （1）和歌山市立幼稚園の今後について
- （2）2025年度和歌山市学校教育指針について
- （3）人事案件について
- （4）人事案件について
- （5）その他

（令和7年2月25日揭示済）